平成２２年（フ）第２３号
富山県魚津市吉島2479―８、旧住所富山県黒部市生地317番地
破産者　須田　　仁
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３号
長崎県島原市南下川尻町20―２、住民票上の住所長崎県島原市新湊１丁目15番地
破産者　下田　直敏
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
北海道帯広市西16条南５丁目７番５号
破産者　高原　享功
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１２１５号
仙台市青葉区折立６丁目17番25号
破産者　丸山　朝男
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８２９号
川崎市川崎区池田２丁目２番６号　アルカサール建昇502
破産者　勇　喜代美
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３５号
川崎市中原区下小田中５丁目11番28号
破産者　瀧田　勝實
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２２１号
名古屋市守山区大字中志段味字古山田2599番地の33
破産者　長谷川貴敏
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３９３号
愛知県半田市大和町１丁目20番地　第１日進ビル306号室、住民票上の住所愛知県半田市宮本町５丁目303番地の31
破産者　ニューヘアーながたこと　大坪やす子（旧姓永田）
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５１１号
名古屋市守山区幸心３丁目702番地
破産者　池田　立夫
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９７０号
大阪市都島区都島本通４丁目２番20―405号、開始決定時の住所大阪市都島区都島中通３丁目19番３号
破産者　大橋　昭夫
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６９７号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目147番地の７
破産者　河野　賢二
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８号
兵庫県西宮市西宮浜４―11―７―1302、破産開始決定時の住所兵庫県西宮市北名次町２番32号
破産者　川本　健次
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３９号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目136番地　イスズハイツベル武庫川東Ⅱ206号
破産者　山本　美香
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８５号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1974番地140、従前の住所兵庫県姫路市豊富町甲丘３丁目1693番地16　アーバンコンフォート213
破産者　北山　　健
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０９４号
北九州市小倉北区下到津４丁目４番９号
破産者　山本　義夫
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７８号
佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津311番地１
破産者　石橋　　薫
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
佐賀県伊万里市大川町大川野780番地
破産者　松本　孝司
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９２９号
熊本市長嶺南７丁目８番９号
破産者　小浦奈津子
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部